平成２５年（フ）第２１０号
福岡県遠賀郡芦屋町正門町２番29号
債務者　合原　照代（旧姓篠原・天江）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０４号
岐阜市近島５丁目10番17号　アーバンハウスＡ―102号室
債務者　矢島　　桂
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２２号
岐阜市小野617番地６
債務者　有吉　弥生
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３０号
岐阜県瑞穂市生津内宮町１丁目31番地　エル加藤103号
債務者　永田　清陽
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３７２号
愛知県知多郡南知多町大字内海字小桝95番地の１
債務者　磯部美津子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９８号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目16番６号、従前の住所大阪府枚方市藤阪東町３丁目８番６―403号
債務者　荒木　靖弘
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７０号
神戸市中央区生田町１丁目３番12―1002号、従前の住所神戸市須磨区古川町１丁目２番16―401号
債務者　草野　　彩（旧姓厚地）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字東町の口38番地
債務者　永山日登美
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第６３号
長野県松本市波田9814番地３
債務者　上條　英一
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第６９号
長野県松本市奈川1173番地94
債務者　平沢　桂子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９号
鳥取県倉吉市中河原555番地
債務者　中井　丈拡
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１８６号
鳥取県米子市上福原６丁目７番35号、旧住所大阪府枚方市新町１丁目１番５―211号
債務者　逸見麻里子（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第７号
鳥取県境港市明治町163番地６
債務者　高山　恵子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３８号
広島県尾道市因島三庄町1828番地　甲田住宅308号
債務者　出口　昭美（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
山口県下関市栄町12番24号
債務者　上田　英史
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
山口県下関市豊浦町大字川棚1570番地14
債務者　井上　裕美（旧姓八幡）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡3214番地第１
債務者　土居まどか
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部